

株主各位

証券コード 7323

2019年6月7日

東京都港区六本木一丁目8番7号

アイペット損害保険株式会社

代表取締役社長執行役員 山村 鉄平

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年6月21日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2019年6月22日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル イーストウィング37階 「アークヒルズクラブ クラブルーム」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第15期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件 第7号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額設定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.ipet-ins.com>）にその内容を掲載いたします。
  - 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.ipet-ins.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査をした書類の一部であります。
1. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」および「親会社等との間の取引に関する事項」
  2. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「会計方針及びその他の注記」

## (添付書類)

2018年度事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

# 1 保険会社の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果等

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の回復が継続するなか、企業収益の改善と旺盛な設備投資需要、雇用所得環境の改善が見られるなど、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

ペット業界においては、矢野経済研究所が2019年3月に発行した「ペットビジネスマーケティング総覧 2019年版」によると、2017年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.4%増の1兆5,193億円で推移し、2018年度は前年度比1.5%増の1兆5,422億円と見込まれております。一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数の推計は近年減少傾向にあり、2018年には8,903千頭、猫の飼育頭数の推計は微増が続き2018年には9,649千頭となっています。一方、2018年の犬・猫の飼育頭数推計の合計値（18,552千頭）は15歳未満の総人口（15,399千人、2018年11月1日現在（確定値）、総務省統計局 人口推計）を超えており、日本の世帯においてペットが大きな位置づけとなっていることがうかがえます。ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭あたりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念を掲げてペット保険事業の拡大・強化に努め、2018年4月25日には東京証券取引所マザーズに上場いたしました。そして2018年7月に「保険事業のさらなる強化」、「持株会社への移行とペットに関する社会的課題の解決」、「デジタルライゼーションを梃子にした発展」を中長期的な方針とした中期経営計画を公表し、持続的成長に向けた各種施策に取り組んでおります。当事業年度においては、中期経営計画に基づき、以下のような施策を重点的に実施しました。

### ● リアルチャネルの強化

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、既存のペットショップ代理店との更なる関係深耕を図る一方、宇都宮、鹿児島 の2支店、青森、新潟の2営業所を開設し、販路拡大に注力しております。なお、2019年4月1日には高松支店を開設し、これにより、現在当社の営業拠点は業界最多の13拠点となっております。

### ● チャネルの複線化

当社では、継続してネットチャネルにも注力しております。株式会社カカクコム・インシュアランスが発表した「価格.com保険アワード2019 ペット保険の部」において、「うちの子」が申込数の多い保険商品として第1位を受賞しました。当社商品としては5年連続での受賞となります。さらに楽天インサイトでの調査においても「うちの子ライト」が手術補償特化型保険で契約数が6年連続1位となっております。その他、Tアンケート、Pontaリサーチ、東京商工リサーチでの各種調査においてもNo.1を獲得しました。

### ● ブランド力・認知度向上施策

当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向けては、オウンドメディア等の継続的な活用およびお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。具体的には、専門家監修の情報サイト「ワンペディア」、「にゃんペディア」の運営に加え、獣医師が病気・事故対策情報を提供する「うちの子 HAPPY PROJECT」活動の第二弾として異物誤飲対策の啓蒙や、お客さま参加型企画「ワン！にゃん！カレンダー2019」、「第5回ワン！にゃん！かるた」等を実施いたしました。2019年3月には当社が特別協賛した日本最大級のドッグマラソン「アイペット うちの子HAPPYマラソン2019」が開催され、約8,000名が来場しました。また、CSV活動の一環として、前述の各種情報提供に加え、子どもたちへの動物愛護についての教育の支援、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」の設置など、お客さまが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指す活動を継続して行ってまいりました。さらに、乃木坂46を起用したプロモーションの展開等も継続して実施いたしました。

### ● 商品とサービスの拡充

商品・サービスにつきまして、当社では、犬・猫専用のペット保険「うちの子」「うちの子プラス」「うちの子ライト」、鳥・小動物向けのペット保険「うちの子キュート」を販売しております。2018年11月には、幅広いお客さまのニーズにお応えするため、「うちの子キュート」の対象ペットを、鳥・うさぎ・フェレットからカメ・トカゲ・ハリネズミ・モモンガ・リス・プレーリードッグ等のエキゾチックアニマルに拡大する商品改定を実施いたしました。

### ● 対応動物病院数の増加

当社では、動物病院の窓口で保険証を提示すると、その場で自己負担分のみを支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」を提供しております。この制度を利用することができる対応動物病院数は、当事業年度末で4,701施設（前事業年度より280件増加）と、順調に増加しております。

### ● 第一生命ホールディングス株式会社との業務提携

2019年2月に第一生命ホールディングス株式会社と業務提携について基本合意しました。今後は第一生命保険株式会社による当社のペット保険商品の販売、両社のオウンドメディアによる商品の相互案内、商品・サービスの開発や販売促進等の面でのノウハウおよび人材交流等を行うことにより、事業基盤の強化や企業価値の向上ならびに社会的課題の解決に向けた活動の推進を目指していきます。

以上のような施策を行った結果、当事業年度末の保有契約数は423,352件（前事業年度より67,839件増加・同19.1%増）と順調に増加し、当事業年度における経営成績は以下のとおりとなりました。なお、当社は、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）および日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもの

で、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「（普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について）」をご参照ください。また、未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益および調整後当期純利益を開示しております。詳細については、後述の「（異常危険準備金の取扱い：調整後利益について）」をご参照ください。

### ① 未経過保険料方式による経営成績（Non-GAAP）

保険引受収益14,831百万円、資産運用収益60百万円などを合計した経常収益は14,941百万円（前事業年度比21.8%増）となりました。一方、保険引受費用9,243百万円、営業費及び一般管理費5,224百万円などを合計した経常費用は14,487百万円（同22.5%増）となり、経常利益は453百万円（同2.1%増）となりました。

また、前事業年度において当時の基幹システム開発作業の遅延に伴い計上した特別損失（固定資産処分損）に対して、当事業年度にシステム開発を委託していた取引先から受け取った和解金170百万円を特別利益として計上したこと、税効果会計における企業分類の変更を行ったこと等により法人税等調整額を利益項目として720百万円計上したことなどにより、当期純利益は963百万円（前事業年度は当期純損失81百万円）となりました。さらに、調整後経常利益929百万円（同11.1%増）、調整後当期純利益815百万円（同163.6%増）となりました。

### ② 初年度収支残方式による経営成績（J-GAAP）

保険引受収益14,831百万円、資産運用収益60百万円等を合計した経常収益は、14,941百万円（前事業年度比21.8%増）となりました。一方、保険引受費用9,398百万円、営業費及び一般管理費5,224百万円などを合計した経常費用は14,643百万円（同25.1%増）となり、その結果、経常利益は297百万円（同47.0%減）、当期純利益は851百万円（同2521.2%増）となりました。

### (普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社は社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社の経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相等の原則に立脚しており、当年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益とならないことから期間比較が出来ないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社の業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

### (異常危険準備金の取扱い：調整後利益について)

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を毎期積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。当社は損害率が基準よりも低いため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を毎期積み立てております。当社における未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

### ③ Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP)	453
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額 (イ)	658
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額 (ロ)	814
差額 (イーロ)	△155
初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP)	297

また、未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から調整後経常利益 (Non-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP)	453
異常危険準備金影響額	475
調整後経常利益 (Non-GAAP)	929

さらに、未経過保険料方式による当期純利益 (Non-GAAP) から調整後当期純利益 (Non-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料方式による当期純利益 (Non-GAAP)	963
異常危険準備金影響額	△147
調整後当期純利益 (Non-GAAP)	815

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年度
未経過保険料残高 (Non-GAAP)	3,533
初年度収支残高 (J-GAAP)	3,832
異常危険準備金残高	2,223

### <対処すべき課題>

当社では、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、「より安心なペットとの生活を共に創る。」という経営ビジョンの実現に向けて事業を行っております。2018年7月には、中期経営計画を公表し、この中で「保険事業のさらなる強化」、「持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決」、「デジタルイゼーションを梃子にした発展」を中長期的な経営方針としています。2019年度は、この中期経営計画をさらに推進してまいります。

#### ① 保険事業のさらなる強化

保険事業については、重点施策として収益力の向上と事業費率の抑制に取り組みます。収益力の向上については、当事業年度に引き続き、ペットショップを中心としたリアルチャネルの強化、チャネルの複線化の推進とテーマ別の攻略、デジタルイゼーションの推進、認知度向上、商品・サービスの拡充、動物病院・獣医師向け施策の拡充に取り組みます。また、事業費率の抑制については、保険業は規模の経済が強く働く産業であることから経常収益の拡大に注力するとともに、データの電子化、業務の自動化、基幹システム等の入替え・システムインフラの継続的改善を行います。

#### ② 持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決

近年、ペット業界の重要なテーマとしては、ペットの病気に対する不安や経済的負担、正確な医療情報提供、医療の高度化などの医療に関するもの以外にも、殺処分、ペット・飼い主の高齢化、不動産などのペットとの共生インフラ、ペットの飼育頭数減少などが挙げられます。当社は、これらの課題に向き合い、経営理念を体現しペット産業の一翼を担う企業としての存在意義を追求することを目指して持株会社化を検討しております。持株会社に移行することにより、グループとしての事業範囲を広げ、顧客一人当たりの収益の向上、集客コスト共通化によるサービス向上、グループとしての強化などが見込まれることに加え、保険事業の安定にも寄与するものと考えております。

### ③ デジタイゼーションを根子にした発展

当社では、MA（マーケティングオートメーション）ツール等のITツールやデータログを活用することで、お客さまに応じて適切なタイミングでコンテンツを提供し、接点の強化を図ることを目指しています。また、データの電子化やRPA、AIの導入を通じ、業務の自動化も推進していきたいと考えております。さらに、基幹システムやシステムインフラを中心に刷新し、システム効率を上げることで、コスト削減と施策のスピードアップおよび収益向上を目指します。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 未経過保険料方式 (Non-GAAP指標)

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料	－	－	12,212	14,831
(ペット保険)	(－)	(－)	(12,212)	(14,831)
利息及び配当金収入	－	－	30	60
保険引受利益	－	－	397	364
経常利益	－	－	444	453
調整後経常利益	－	－	835	929
当期純利益	－	－	△81	963
調整後当期純利益	－	－	309	815
正味損害率	－	－	39.9%	42.4%
正味事業費率	－	－	48.0%	46.4%
1株当たり当期純利益 (又は当期純損失)	－	－	△17円41銭	183円36銭
調整後1株当たり当期純利益	－	－	65円90銭	155円30銭

(注) 2015年度及び2016年度の数値については、過年度の事業報告との整合性を鑑み、記載を省略しております。

## ② 初年度収支残方式 (J-GAAP指標)

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料	8,126	10,067	12,212	14,831
(ペット保険)	(8,126)	(10,067)	(12,212)	(14,831)
利息及び配当金収入	1	4	30	60
保険引受利益	297	293	515	208
経常利益	307	297	561	297
当期純利益	106	196	32	851
正味損害率	36.7%	38.8%	39.9%	42.4%
正味事業費率	49.5%	48.7%	48.0%	46.4%
運用資産	5,299	5,866	6,881	8,768
総資産	6,978	8,179	9,250	13,574
1株当たり当期純利益	43円60銭	41円86銭	6円91銭	161円99銭

(注) 運用資産は、預貯金、有価証券、貸付金、建物の合計額を記載しております。

## (3) 支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
営業拠点			
営業部	3 営業部	3 営業部	— 営業部
支店	5 支店	7 支店	2 支店
営業所	0 営業所	2 営業所	2 営業所
計	8 拠点	12 拠点	4 拠点
事務センター			
計	1 事業所	2 事業所	1 事業所
代理店			
計	864 代理店	911 代理店	47 代理店
計	864 代理店	911 代理店	47 代理店

(注) 2019年4月1日に高松支店を開設しており、現時点での営業拠点の合計は13となっております。

#### (4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	302名	390名	88名	34.1歳	3.2年	297.1千円
営業職員	61名	71名	10名	31.1歳		

#### (5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

#### (6) 資金調達の状況

当社は、2018年4月の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、以下のとおり公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資を行い、総額で1,449百万円の資金調達を行いました。

区分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日
公募増資	450,000株	2,622円	1,179百万円	2018年4月24日
第三者割当増資	102,700株	2,622円	269百万円	2018年5月28日

#### (7) 設備投資の状況

##### ① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,127
---------	-------

##### ② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
新基幹システムの開発費用	881

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
株式会社ドリーム インキュベータ	東京都 千代田区	コンサルティング業	2000年 4月20日	4,964百万円	56.8%	—

### ② 子会社等の状況

該当事項はありません。

### ③ 重要な業務提携の概況

当社は、2019年2月1日付で第一生命ホールディングス株式会社との間で、ペット保険商品の販売、両社のオウンドメディアによる商品の相互案内、ノウハウ・人財の交流を目的として業務提携に関する基本合意を行い、2019年4月1日付で同社と業務提携基本契約書を締結いたしました。

## (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

## (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況 (2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山村鉄平	代表取締役 社長執行役員	—	—
工藤雄太	取締役 常務執行役員 財務経理部長	—	(注) 1
青山正明	取締役 常務執行役員	株式会社ビザスク監査役 (非常勤)	(注) 2, 3
有岡正裕	取締役 執行役員	—	(注) 4
原田哲郎	取締役	株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員	(注) 5
比護正史	取締役 (社外役員)	株式会社岡三証券グループ社外取締役 ブレークモア法律事務所パートナー	(注) 7
星田繁和	常勤監査役 (社外役員)	—	(注) 7
野崎 晃	監査役 (社外役員)	野崎法律事務所代表	(注) 7
島田容男	監査役 (社外役員)	コンピタント税理士法人代表社員	(注) 6, 7

- (注) 1. 工藤雄太氏は、2019年4月1日付で、当社取締役常務執行役員財務経理部長から、取締役常務執行役員人事部長に就任いたしました。
2. 青山正明氏は、2019年6月1日付で、当社取締役常務執行役員から、取締役常務執行役員社長室長に就任いたしました。
3. 青山正明氏は、2018年9月20日付で、株式会社ビザスクの監査役 (非常勤) に就任いたしました。
4. 有岡正裕氏は、2018年7月1日付で、当社取締役から、取締役執行役員に就任いたしました。
5. 原田哲郎氏は、2018年6月11日付で、株式会社ドリームインキュベータの執行役員から、取締役執行役員に就任いたしました。
6. 島田容男氏は、公認会計士および税理士としての長年の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 当社は、比護正史氏、星田繁和氏、野崎晃氏および島田容男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当
田中 聡	2019年2月28日	辞任	取締役 常務執行役員

## (3) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	7名	146
監査役	3名	18
計	10名	164

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第14期定時株主総会において年額300百万円以内と決議をいただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、同株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬限度額として年額100百万円以内と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議をいただいております。
3. 支給人数および報酬等には、2019年2月28日をもって退任した取締役1名の報酬等が含まれております。
4. 報酬等の額には、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権のうち、当事業年度に費用が帰属する29百万円が含まれております。

## (4) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
比護正史 (社外取締役)	当社の会社法第363条第1項に規定する取締役以外の取締役または監査役として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は当然に免責するものとする。
星田繁和 (社外監査役)	
野崎 晃 (社外監査役)	
島田容男 (社外監査役)	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況 (2019年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
比護正史 (社外取締役)	3年0カ月	当事業年度において取締役会は12回開催され、すべてに出席しました。	弁護士としての企業法務に関する専門的な見識に基づき、必要な発言を適宜行うことにより、監督機能を果たしています。
星田繁和 (社外監査役)	2年3カ月	当事業年度において取締役会は12回開催され、すべてに出席しました。 監査役会は13回開催され、すべてに出席しました。	長年の金融機関での実務経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、必要な発言を適宜行うことにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役と意見の交換等を行っております。
野崎 晃 (社外監査役)	13年0カ月	当事業年度において取締役会は12回開催され、すべてに出席しました。 監査役会は13回開催され、すべてに出席しました。	弁護士としての企業法務に関する専門的な見識に基づき、必要な発言を適宜行うことにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役と意見の交換等を行っております。
島田容男 (社外監査役)	8年10カ月	当事業年度において取締役会は12回開催され、すべてに出席しました。 監査役会は13回開催され、すべてに出席しました。	公認会計士、税理士としての会計・財務および税務に関する専門的な見識に基づき、必要な発言を適宜行うことにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役と意見の交換等を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	4名	28	—

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数

18,000千株

発行済株式の総数

5,335千株

- (注) 1. 2018年4月24日を払込期日とする公募増資および2018年5月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は552,700株増加しております。
2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は68,290株増加しております。
3. 譲渡制限付株式報酬として、第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の総数は17,200株増加しております。

### (2) 当年度末株主数

1,091名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ドリームインキュベータ	3,034	56.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	483	9.06
INTERACTIVE BROKERS LLC	235	4.40
双日株式会社	234	4.38
株式会社フォーカス	234	4.38
株式会社ソウ・ツー	210	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	162	3.03
アイペット損害保険従業員持株会	91	1.71
山村鉄平	28	0.52
工藤雄太	27	0.51

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定です。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>現金及び預貯金</b>	<b>5,035</b>
現金	0
預貯金	5,035
<b>有価証券</b>	<b>3,566</b>
社債	616
株式	164
外国証券	238
その他の証券	2,547
<b>貸付金</b>	<b>119</b>
一般貸付	119
<b>有形固定資産</b>	<b>232</b>
建物	46
その他の有形固定資産	186
<b>無形固定資産</b>	<b>1,312</b>
ソフトウェア	60
ソフトウェア仮勘定	1,252
その他の無形固定資産	0
<b>その他資産</b>	<b>2,472</b>
未収保険料	906
未収金	888
未収収益	10
預託金	271
仮払金	284
その他の資産	111
<b>繰延税金資産</b>	<b>834</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△1</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>13,574</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>保険契約準備金</b>	<b>7,019</b>
支払備金	963
責任準備金	6,056
<b>その他負債</b>	<b>1,049</b>
未払法人税等	384
預り金	43
未払金	592
仮受金	0
リース債務	29
<b>賞与引当金</b>	<b>126</b>
<b>役員賞与引当金</b>	<b>30</b>
<b>株主優待引当金</b>	<b>4</b>
<b>特別法上の準備金</b>	<b>7</b>
価格変動準備金	7
<b>負債の部合計</b>	<b>8,237</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>資本金</b>	<b>4,097</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,811</b>
資本準備金	3,811
<b>利益剰余金</b>	<b>△2,586</b>
その他利益剰余金	△2,586
繰越利益剰余金	△2,586
<b>株主資本合計</b>	<b>5,322</b>
その他有価証券評価差額金	14
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>14</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>5,336</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>13,574</b>

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>14,941</b>
<b>保険引受収益</b>	<b>14,831</b>
正味収入保険料	14,831
<b>資産運用収益</b>	<b>60</b>
利息及び配当金収入	60
有価証券売却益	0
<b>その他経常収益</b>	<b>49</b>
<b>経常費用</b>	<b>14,643</b>
<b>保険引受費用</b>	<b>9,398</b>
正味支払保険金	5,788
損害調査費	493
諸手数料及び集金費	1,658
支払備金繰入額	168
責任準備金繰入額	1,289
<b>資産運用費用</b>	<b>15</b>
有価証券売却損	1
為替差損	2
その他運用費用	11
<b>営業費及び一般管理費</b>	<b>5,224</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>4</b>
支払利息	0
貸倒引当金繰入額	0
その他の経常費用	3
<b>経常利益</b>	<b>297</b>
<b>特別利益</b>	<b>170</b>
<b>受取和解金</b>	<b>170</b>
<b>特別損失</b>	<b>3</b>
<b>固定資産処分損</b>	<b>—</b>
<b>特別法上の準備金繰入額</b>	<b>3</b>
価格変動準備金繰入額	3
<b>税引前当期純利益</b>	<b>464</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>348</b>
<b>過年度法人税等</b>	<b>28</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△764</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>△387</b>
<b>当期純利益</b>	<b>851</b>

## 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

アイペット損害保険株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 明 典 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨 下 裕 嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイペット損害保険株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

アイペット損害保険株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 星 田 繁 和 ㊞  
監 査 役（社外監査役） 野 崎 晃 ㊞  
監 査 役（社外監査役） 島 田 容 男 ㊞

以 上

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 監査を担う監査等委員である取締役（その過半数が社外取締役）が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、これらにより当社の企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整および条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（条文省略） （機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条（条文省略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり） （機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第 14 条 ～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第 14 条 ～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)  第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条（条文省略）</p>	<p>(取締役への委任)  <u>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会  <u>(員数)</u></p>	(削 除)
<p>第31条 当会社の監査役は5名以内とする。  <u>(選任の方法)</u></p>	(削 除)
<p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  <u>(任期)</u></p>	(削 除)
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  <u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。  <u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p align="center"><u>(常勤監査等委員)</u></p>
(新 設)	<p><u>第32条 監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p align="center"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
(新 設)	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p align="center"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
(新 設)	<p><u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p align="center"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
(新 設)	<p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p align="center"><u>(監査等委員会規程)</u></p>
(新 設)	<p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条（条文省略） （報酬等）</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第47条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条（現行どおり） （報酬等）</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第43条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1. 当社は、第15期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第15期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>

## 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現在の取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。なお、取締役田中聡氏は2019年2月28日付で辞任しております。つきましては、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、疋田英一郎氏は、現在、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の監事であるため、同氏の就任は、同機構の監事任期満了後の2019年7月1日といたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

### 参考 候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	
1	山 村 鉄 平	代表取締役社長執行役員	再任
2	工 藤 雄 太	取締役常務執行役員人事部長	再任
3	青 山 正 明	取締役常務執行役員社長室長	再任
4	有 岡 正 裕	取締役執行役員	再任
5	武 藤 正 典	—	新任
6	疋 田 英 一 郎	—	新任
7	原 田 哲 郎	取締役	再任

1

やまむら てっぺい  
**山村 鉄平**

(1975年3月27日生)

再任

## | 略歴

1997年 4月 安田生命保険相互会社入社  
 2013年 5月 当社入社  
 2014年10月 当社取締役営業企画管理本部長  
 2015年 6月 当社取締役総括補佐  
 2016年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

保険会社での営業部門およびミドル部門の経験を経て当社に入社し、営業企画管理本部長等を歴任しました。また、2014年より取締役、2016年より代表取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としました。

## | 当社における地位及び担当

代表取締役社長執行役員

## | 所有する当社の株式数

28,100株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

2

くどう ゆうた  
**工藤 雄太**

(1977年8月2日生)

再任

## | 略歴

2004年12月 新日本監査法人入所  
 2011年 8月 当社入社  
 2013年 6月 当社取締役人事総務部長兼財務経理部長  
 2015年 5月 当社取締役財務経理部長兼資産運用部長  
 2015年 6月 当社執行役員財務経理部長  
 2016年 4月 当社取締役財務経理部長  
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員財務経理部長  
 2019年 4月 当社取締役常務執行役員人事部長 (現任)

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門的な知見に加え、当社に入社してからは財務経理・人事・総務等の部門を担当しました。2013年より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としました。

## | 当社における地位及び担当

取締役常務執行役員人事部長

## | 所有する当社の株式数

27,700株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

3

あお やま まさ あき  
青山 正明

(1979年11月25日生)

再任

## | 略歴

2004年 4月	株式会社ドリームインキュベータ入社	2016年 6月	当社取締役常務執行役員
2012年 6月	当社社外取締役	2016年 8月	当社取締役常務執行役員経営企画部長
2015年 6月	株式会社ドリームインキュベータ執行役員	2017年 4月	当社取締役常務執行役員
2016年 4月	当社入社	2018年 9月	株式会社ビザスク非常勤監査役 (現任)
2016年 5月	当社執行役員	2019年 6月	当社取締役常務執行役員社長室長 (現任)

## | 重要な兼職の状況

株式会社ビザスク非常勤監査役

## | 取締役候補者とした理由

コンサルティングファームにおける経営戦略の立案・支援の経験を有し、2012年からは社外取締役、2016年からは経営企画部等を管掌する常勤取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としました。

## | 当社における地位及び担当

取締役常務執行役員社長室長

## | 所有する当社の株式数

4,900株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

再任

4

あり おか まさ ひろ  
**有岡 正裕**

(1953年3月20日生)

## | 略歴

1977年 4月	日本生命保険相互会社入社	2017年 1月	当社取締役
2007年 4月	大星ビル管理株式会社出向	2018年 7月	当社取締役執行役員 (現任)
2009年 6月	同社取締役		
2011年 6月	同社常務取締役		
2016年 4月	当社社外監査役		

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

保険会社における豊富な経験を有し、保険会社の業務に精通しております。また、2016年からは常勤監査役、2017年からは事務部門およびコンプライアンス部門を管掌する常勤取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者となりました。

| 当社における地位及び担当  
取締役執行役員

| 所有する当社の株式数  
11,150株

| 取締役会への出席状況  
12/12回 (100%)

5

むとうまさのり  
武藤 正典

(1953年9月29日生)

新任

## | 略歴

1977年 4月	日本生命保険相互会社入社	2007年 4月	同社執行役員公務部長
2002年 3月	同社ネットワーク業務部長	2008年 4月	同社執行役員監査部長
2004年 4月	ニッセイ同和損害保険株式会社出向	2010年 6月	ニッセイ同和損害調査株式会社社長
2004年 4月	同社お客さまサービス部長	2010年 10月	あいあいニッセイ同和損害調査株式会社副社長
2006年 4月	同社転籍 公務部長	2014年 7月	株式会社三木組非常勤監査役

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

保険会社における業務経験を有しその業務に精通しており、また、企業経営の実績も有しております。こうした経験や知見を活かし、取締役として、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

新任

6

ひきだ えい いち ろう  
疋田 英一郎

(1959年1月6日生)

## | 略歴

1982年 4月	三井生命保険相互会社入社	2013年 3月	同社常務執行役員営業戦略本部長
2002年 4月	同社津支社支社長	2013年 10月	同社常務執行役員営業戦略統括本部長
2004年 4月	三井生命保険株式会社関西エリア本部副本部長	2014年 4月	独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事(現任)
2008年 4月	同社商品開発部長		(2019年6月30日退任予定)
2010年 4月	同社執行役員営業統括部長		

| 所有する当社の株式数

0株

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

保険会社の営業部門、商品開発部門等における豊富な業務経験を有し、保険会社の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かし、取締役として、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としました。

7

はらだ てつろう  
原田 哲郎

(1965年9月22日生)

再任

## | 略歴

1981年 4月	海上自衛隊入隊	2018年 6月	株式会社ドリームインキュベータ 取締役執行役員 (現任)
1990年 4月	日本生命保険相互会社入社		
2000年10月	株式会社ドリームインキュベータ入社		
2006年 6月	同社執行役員		
2017年11月	当社取締役 (現任)		

## | 重要な兼職の状況

株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員

## | 取締役候補者とした理由

保険会社における業務経験と、コンサルティングファームにおいて培われた経営管理全般に関する見識を有しております。また、2017年より当社の取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

## | 当社における地位及び担当

取締役

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 青山正明氏は、過去5年以内において、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者でありました。

3. 原田哲郎氏は、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者であり、過去5年間に於いても同社の業務執行者でありました。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

### 参考 候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当			
1	ほし だ しげ かず 星 田 繁 和	常勤監査役（社外）	新任	社外	独立
2	ひ ご せい し 比 護 正 史	取締役（社外）	新任	社外	独立
3	いし い まさ み 石 井 雅 実	—	新任	社外	独立

1

ほしだ しげかず  
星田 繁和

(1953年8月31日生)

新任

社外

独立

## | 略歴

1977年 4月	三井生命保険相互会社入社	2012年 6月	公益財団法人三井生命厚生財団理事長
2004年 4月	三井生命保険株式会社執行役員	2017年 1月	当社社外監査役 (現任)
2006年 4月	同社常務執行役員		
2008年 6月	同社取締役常務執行役員		
2010年 4月	同社取締役専務執行役員		

## | 重要な兼職の状況

—

## | 社外取締役候補者とした理由

保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。また、2017年より当社の監査役を務め、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年5ヶ月となります。

## | 当社における地位及び担当

常勤監査役 (社外)

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

## | 監査役会への出席状況

13/13回 (100%)

2

ひごせいし  
比護正史

(1950年12月8日生)

新任

社外

独立

## | 略歴

1973年 4月	大蔵省入省	2013年 4月	白鷗大学大学院法務研究科教授
1997年 7月	北海道財務局長	2013年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会参与
1998年10月	預金保険機構金融再生部長	2014年 6月	株式会社岡三証券グループ社外監査役
2001年 7月	財務省大臣官房審議官	2015年 6月	同社社外取締役 (現任)
2004年 4月	日本環境安全事業株式会社取締役	2016年 1月	ブレークモア法律事務所パートナー (現任)
2005年 1月	弁護士登録	2016年 4月	当社社外取締役 (現任)
2007年 6月	株式会社損害保険ジャパン顧問	2017年 4月	白鷗大学法学部教授 (現任)

## | 当社における地位及び担当

取締役 (社外)

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

## | 重要な兼職の状況

株式会社岡三証券グループ社外取締役  
ブレークモア法律事務所パートナー

## | 社外取締役候補者とした理由

大蔵省・財務省において要職を歴任した経験と、金融法務に関する弁護士としての専門的な見識を有しております。また、2016年からは当社社外取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年2ヶ月となります。

3

いし い まさ み  
石井 雅実

(1952年9月4日生)

新任

社外

独立

## | 略歴

1976年 4月	安田火災海上保険株式会社入社	2011年 4月	同社代表取締役副社長執行役員関西第一本部長
2005年 4月	株式会社損害保険ジャパン執行役員 企画開発部長兼団体組織開発部長	2012年 6月	株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長
2005年 7月	同社執行役員	2013年 6月	日本郵政株式会社取締役
2007年 4月	同社常務執行役員企業営業企画部長	2014年 7月	株式会社損害保険ジャパン顧問
2007年 6月	同社取締役常務執行役員	2014年 9月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問
2010年 6月	同社代表取締役専務執行役員関西第一本部長	2019年 6月	株式会社南都銀行社外取締役 (2019年6月下旬就任予定)

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 重要な兼職の状況

株式会社南都銀行社外取締役 (2019年6月下旬就任予定)

## | 社外取締役候補者とした理由

保険会社における豊富な業務経験・経営経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 星田繁和氏、比護正史氏および石井雅実氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現在、星田繁和氏および比護正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。本議案が承認された場合、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社と、星田繁和氏、比護正史氏および石井雅実氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、星田繁和氏および比護正史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、石井雅実氏につきましては、本議案が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ま ち ど り ひ ろ の ぶ  
**待鳥 啓信** (1953年6月23日生)

### 略歴

- 1977年 4月 日本生命保険相互会社入社
- 2003年 3月 同社新商品管理部長
- 2005年 3月 同社総務部長兼健康管理室長
- 2008年 4月 株式会社アルバック顧問
- 2008年 9月 同社監査役
- 2015年12月 みんな電力株式会社社外監査役（現任）

所有する当社の株式数

0株

### 重要な兼職の状況

—

### 補欠の社外取締役候補者とした理由

保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた保険知識および監査役経験で培われた専門知識を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 待鳥啓信氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 待鳥啓信氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
  - 待鳥啓信氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。

## 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額設定の件

---

当社の取締役の報酬額は2018年6月26日開催の第14期定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで新たに監査等委員でない取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および諸般の事情を勘案し、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名であり、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、この報酬とは別枠で、第7号議案として、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のため、年額100百万円を限度とする報酬額を設定いたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

---

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員でない取締役に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額設定の件

当社は、2018年6月26日開催の第14期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与のための年額100百万円以内の報酬についてご承認頂き今日に至っておりますが、今般、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬額に関する定めを、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式の付与のための報酬額に関する定めとして改めて設定させていただきたいと存じます。

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）となりますが、従来と同様、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、改めて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、前述の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員でない取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は7名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）について、①2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間または②本割当株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職するまでの期間のいずれかの期間（以下「譲渡制限

- 期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に前述(1)に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
  - (3) 前述(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、前述(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、前述(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前述(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
  - (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において前述(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
  - (5) 前述(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合であって、当社の取締役会が譲渡制限を解除することを相当と認める場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
  - (6) 前述(5)に規定する場合においては、当社は、前述(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
  - (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

### 「アークヒルズクラブ クラブルーム」

会場 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル イーストウイング37階

(注) 当日は1階アークヒルズクラブ専用ゲートからご入場いただきますようお願い申し上げます。

交通 東京メトロ | **A** 南北線「六本木一丁目」駅 | 3番出口より徒歩約3分

